

2016年4月1日

京都大学  
副学長 殿

公益財団法人 味の素奨学会  
理事長 鈴木 三郎助



2016年度「在日留学生向け奨学金」募集のご案内

拝啓

陽春の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素はひとかたならぬお世話になり、厚く御礼申し上げます

さて、今年も弊奨学会の在日留学生向け奨学金(AJINOMOTO SCHOLARSHIP FOR STUDENTS FROM OVERSEAS)の募集書類一式をお送りいたします。

留学生への告知と応募資格に合致した留学生のご推薦を頂きたく、よろしく願い申し上げます。

なお、応募資格は「日本の大学院の修士・博士課程に在籍、または在籍が確定している者」ですので、よろしくお願いいたします。

敬具

◇ 同封書類

- ① 2016年度 在日留学生向け奨学金募集要項  
(AJINOMOTO SCHOLARSHIP FOR STUDENTS FROM OVERSEAS)  
1部
- ・大学院生用願書
  - ・「現在までの研究状況および今後の研究計画」
- ② (財)味の素奨学会 定款 1部
- ③ (財)味の素奨学会 奨学金給与規程 1部

\* 願書、推薦書は下記ホームページよりダウンロードも可能です。  
<http://www.aji-syogakukai.or.jp/>

(問合せ先) 公益財団法人味の素奨学会

常務理事 田口 茂明

TEL:(03)3567-5640

FAX:(03)3567-5641

E-Mail: [aji-scholarship@ajinomoto.com](mailto:aji-scholarship@ajinomoto.com)

2016 年度在日留学生向け奨学金(AJINOMOTO SCHOLARSHIP  
FOR STUDENTS FROM OVERSEAS)募集要項

1. 目的

アジア、アフリカ、南米地域を中心とした国の国籍を有し、「食・栄養・保健」分野の留学生に対し奨学金を支給し、学業を助け、将来社会に貢献する有為な人材を育成することを目的とする。

2. 応募資格

下記に該当する者で、所定の様式による願書を、在籍する大学を通じて本奨学会に提出できる者とする。なお、国立大学授業料相当額の他の奨学金を受けていること、またはその予定があることは申請の妨げにならない。

- ① アジア、アフリカ、南米地域を中心とした国の国籍を有し、「食・栄養・保健」分野の学業並びに研究のために来日している留学生。
- ② 日本の大学院の修士・博士課程に在籍、または在籍が確定している者。
- ③ 学業人物ともに優秀で、かつ心身ともに健康で、真に経済的援助を必要とする者。
- ④ 2016 年 4 月 1 日現在で、年齢が 30 歳未満の者。
- ⑤ 研究科の長または指導教官(教授または准教授)の推薦を受けられる者。

3. 2016 年度新規採用予定人数

5 名

4. 奨学金月額および支給期間・方法

- ①支給額 月額 150,000 円
- ②支給期間 原則として最大で 2 年間
- ③支給方法 原則として毎月、本人の銀行口座に振込む。  
ただし、特別の事情があるときは、2 ヶ月以上を合わせて交付することができる。

5. 応募の手続き

奨学金に応募する者(以下「応募者」という。)は、所定の様式による願書を、在籍する大学を通じて、本奨学会理事長(以下「理事長」という。)に提出する。

## 6. 応募書類

- 1) AJINOMOTO SCHOLARSHIP FOR STUDENTS FROM OVERSEAS 願書  
(所定の用紙による。写真を所定の場所に貼付の事。)
- 2) ①「現在までの研究状況および今後の研究計画」(所定の用紙)  
② 在籍する研究科の長、または指導教官(教授または准教授)の推薦状  
(様式は問わない)
- 3) 直近の学業成績証明書  
(現課程のものが入手不可能な場合は前課程のもの。新たに入学予定の場合は、合格通知書または入学許可書で可。)
- 4) 在学証明書
- 5) パスポートのコピー(本人写真のはいったもの)

## 7. 締め切り

2016年5月20日(金)必着

提出書類は一切返却しない。

## 8. 選考および結果の通知

弊奨学会の選考委員会による書類審査の一次選考と面接による最終選考を行い、奨学生(受給者)を決定し、6月下旬を目途に、大学の長・研究科の長または指導教官(教授または准教授)及び本人に通知する。

尚、採用決定後、所定様式の「誓約書」を理事長宛に提出しなければならない。

## 9. 注意事項(奨学金の停止、または取り消し)

- 1) 受給者が次のいずれか一つに該当した場合には、受給決定が取り消される。
  - ① 推薦書類の記載事項に虚偽が発見された場合
  - ② この要項に定める事項に該当しなくなった場合
  - ③ 病気その他の理由により学業または課程を継続する見込みのない場合
- 2) 受給期間中に、在籍大学において懲戒処分を受けたり、学業成績が不良であったり、受給決定の際に通知する事項を遵守しない場合等は、途中で奨学金の支給を打切ることがある。  
ただし、奨学金の給付を休止または停止された者が、その事由が止んで、在籍大学学長あるいは研究科の長を経て願い出たときは、奨学金の支給を再開することがある。

## 10. その他

受給者は、受給期間中の学習研究状況を、毎年、在籍大学を通じて、報告しなければならない。

以上

\* 願書、推薦書は下記ホームページよりダウンロードも可能です。  
<http://www.aji-syogakukai.or.jp/>

(問合せ先) 公益財団法人 味の素奨学会

〒104-0031

東京都中央区京橋 2-17-11 三栄ビル別館

常務理事 田口 茂明

TEL:(03)3567-5640

FAX:(03)3567-5641

E-Mail: [aji-scholarship@ajinomoto.com](mailto:aji-scholarship@ajinomoto.com)